

県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） ..... 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） ..... 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） ..... 1
- 公有水面埋立地の用途変更の承認申請の要領（海岸防災課） ..... 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） ..... 2

### 公 告

- 砂利採取業務主任者試験の実施（産業政策課） ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了・13件（南部土木事務所） ..... 3

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 ..... 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） ..... 7

### 海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 ..... 7

## 告 示

### 沖縄県告示第390号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和2年第6回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年9月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 招集の期日 令和2年9月15日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

### 沖縄県告示第391号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、港川加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和2年9月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県告示第392号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 名護市、今帰仁村及び本部町
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年8月18日から令和3年2月26日まで

3 作業種類 公共測量（デジタル撮影）

**沖縄県告示第393号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第13条ノ2第1項の規定により、平成26年沖縄県告示第38号で告示した埋立てに関し、埋立地の用途変更の承認申請があった。その要領は、次のとおりである。

なお、申請書面及び関係図書は、令和2年9月8日から同月28日まで沖縄県総務部総務私学課行政情報センター、沖縄県北部土木事務所、沖縄県北部農林水産振興センター、名護市役所、名護市役所羽地支所、名護市役所久志支所、名護市役所屋部支所及び名護市役所屋我地支所並びに沖縄県海岸防災課のホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/index.html>）において縦覧に供する。

令和2年9月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 承認申請書の受理年月日 令和2年4月21日
- 2 埋立承認の年月日及び指令番号 平成25年12月27日 沖縄県指令土第1321号、平成25年12月27日 沖縄県指令農第1721号
- 3 承認を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
  - (1) 承認を受けた者 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9 沖縄防衛局
  - (2) 代表者 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9 沖縄防衛局長 田中利則
- 4 用途変更に係る埋立地の区域及び面積
  - (1) 区域 沖縄県名護市辺野古の608番から601番、601番から600番2を経て601番、601番から587番2、587番2から587番3を経て583番、583番から360番213、360番213から545番2を経て560番、560番から552番を経て560番2、560番2から559番16を経て559番17、559番17から559番19を経て413番、413番から363番を経て360番17、360番17から299番を経て292番に至る土地の地先公有水面
  - (2) 面積 1,524,706.17平方メートル
- 5 用途変更の理由 埋立承認後に実施した土質調査の結果を踏まえた地盤改良の追加に伴い、工程を見直して作業ヤード計画を合理化した結果、従来作業ヤードに供するため造成することとしていた埋立地が必要なくなったため。
- 6 用途変更の内容

変更前		変更後	
用途	面積 (ha)	用途	面積 (ha)
飛行場用地 普天間飛行場代替施設建設のための造成用地	約152.5 約4.6	飛行場用地 普天間飛行場代替施設建設のための造成用地	約152.5 —

- 7 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立地の用途変更に関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部海岸防災課、沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県北部土木事務所又は沖縄県北部農林水産振興センターに提出すること。

**沖縄県告示第394号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 南風原町字津嘉山
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年8月4日から令和3年3月12日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

## 公 告

---

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和2年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和2年9月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時及び場所

(1) 日時 令和2年11月13日（金曜日）午前10時から午前12時まで

(2) 場所

ア 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室

イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古合同庁舎内会議室

ウ 石垣市字真栄里438番地の1 沖縄県八重山合同庁舎内会議室

2 受験手続 受験願書を令和2年9月28日（月曜日）から同年10月16日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受験願書は、原則として簡易書留郵便により提出するものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。

3 受験願書配布場所 沖縄県産業政策課ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kiban/saiseikirisaishugyoumukanri.html>）においてダウンロードすることができるほか、次の場所において配布する。

沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）及び沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の1）

4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）に問い合わせること。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年3月11日 沖縄県指令南土第71号

2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛島之前原601番1

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市古謝三丁目22番31号レ・ブラン202号 津覇東

5 検査済証番号 令和2年6月1日 N第1062号

6 工事完了年月日 令和2年5月18日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年1月23日 沖縄県指令南土第22号

2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波川の尾原1098番2ほか7筆

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇187番地7くつばる2-1 又吉綾也、八重瀬町字伊覇187番地7くつばる2-1 又吉倫子

5 検査済証番号 令和2年6月4日 N第1063号

6 工事完了年月日 令和2年5月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年4月24日 沖縄県指令南土第229号、令和元年9月27日 沖縄県指令南土第434号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城竿地原707番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平200番地6 ツインステージN B棟105号室 屋比久賢明、八重瀬町字東風平200番地6 ツインステージN B棟105号室 屋比久綾乃
- 5 検査済証番号 令和2年6月9日 N第1064号
- 6 工事完了年月日 令和2年5月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年4月24日 沖縄県指令南土第230号、令和元年9月27日 沖縄県指令南土第433号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城竿地原707番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市宇国場287番地シャインハイム105 砂川正明、那覇市宇国場287番地シャインハイム105 砂川美代利
- 5 検査済証番号 令和2年6月9日 N第1065号
- 6 工事完了年月日 令和2年5月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年8月6日 沖縄県指令南土第370号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄東原109番21
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字外間191番地4 サラスヴァティ305号 長浜和歌子、八重瀬町字外間191番地4 サラスヴァティ305号 長浜正生
- 5 検査済証番号 令和2年6月11日 N第1066号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年9月19日 沖縄県指令南土第936号、令和2年6月10日 沖縄県指令南土第255号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字豊見城西原1004番1ほか5筆

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市壺川1丁目12番地8 タマキホーム株式会社 代表取締役 玉城公之
- 5 検査済証番号 令和2年6月15日 N第1067号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月10日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年11月1日 沖縄県指令南土第437号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原331番4及び332番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那覇542番地1 ガーデンハイム205 小濱誠二、南風原町字与那覇542番地1 ガーデンハイム205 小濱佳苗
- 5 検査済証番号 令和2年6月16日 N第1068号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月5日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年8月7日 沖縄県指令南土第360号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西中原219番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長465番地1 オアシスステップ508号 下地直樹
- 5 検査済証番号 令和2年6月16日 N第1069号
- 6 工事完了年月日 令和2年5月28日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年11月22日 沖縄県指令南土第515号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良東原268番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 鹿児島県霧島市国分福島二丁目4番14号自衛隊 山城竜次、那覇市真嘉比1丁目16番3号仲マンション305 山城絵梨
- 5 検査済証番号 令和2年6月19日 N第1070号
- 6 工事完了年月日 令和2年5月11日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年7月10日 沖縄県指令南土第337号、令和2年2月6日 沖縄

県指令南土第52号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市玉城字前川穴川原367番1ほか22筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、避難通路及び公園
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市牧志2丁目18番7号共伸産業ビル2階 株式会社琉球アクト 代表取締役 平良誠
- 5 検査済証番号 令和2年6月26日 N第1071号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年6月11日 沖縄県指令南土第282号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄東原109番16
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高安878番地ガーデンヒルズB-202号 神谷隼
- 5 検査済証番号 令和2年6月26日 N第1072号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年11月16日 沖縄県指令南土第887号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字豊原安田多原106番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎町三丁目82番地アパート奥浜302号 奥濱司
- 5 検査済証番号 令和2年6月29日 N第1073号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年9月8日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年1月16日 沖縄県指令南土第554号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波西原595番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市高原四丁目12番28号島袋アパート205号 大城栄喜
- 5 検査済証番号 令和2年6月30日 N第1074号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月17日

## 病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年9月8日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 588,000リットル（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局病院事業経営課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社伊禮産業 浦添市仲間一丁目2番11号
- 5 落札金額 63円14銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年7月7日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年9月8日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 和 氣 亨

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 据置型デジタル式汎用エックス線透視診断装置（3台） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 南風原町字新川118番地1
- 3 落札者を決定した日 令和2年7月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄キャノンメディカルシステムズ株式会社 那覇市西1丁目19番9号
- 5 落札金額 77,770,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年6月5日

## 海区漁業調整委員会事項

### 沖縄海区漁業調整委員会指示2第4号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年9月8日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金城 明 律

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

第2 沖縄海区において、令和2年10月1日から同年11月30日まで及び令和3年6月1日から同年9月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。ただし、試験研究機関による研究目的の申請について、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

（操業の承認）

第3 ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船を示して、令和2年10月15日までにソデイカはえ縄漁業操業承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認の対象者)

第4 第3の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和元年に委員会の承認を受けた者で、令和元年11月1日から令和2年5月31日までの間において、ソデイカはえ縄漁業の操業実績を有するもの
- (2) 病気療養又は漁船使用不可等の理由により令和元年11月1日から令和2年5月31日までの間において、ソデイカはえ縄漁業の操業ができなかった者で、令和元年に委員会の承認を受けていたもの
- (3) ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため、特に必要と認められる者

(承認証の交付)

第5 委員会は、第3若しくは第6の規定によりソデイカの採捕の承認をしたとき、又は第7の規定により申請があったときは、ソデイカはえ縄漁業操業承認証(第2号様式。以下「承認証」という。)を交付する。

(承認内容の変更)

第6 第3の承認を受けた者(以下「承認を受けた者」という。)が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書(第3号様式)を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の再交付)

第7 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書(第4号様式)を委員会に提出しなければならない。

(操業を承認しない場合)

第8 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上の漁船について申請した場合
- (4) 廃業届を提出した者から申請があった場合

(ソデイカはえ縄漁業の制限)

第9 ソデイカはえ縄漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業してはならない。
- (2) 操業で使用する擬餌針の数は、1漁船につき350針以内とする。

(ソデイカ旗流し漁業の制限)

第10 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

(承認証の漁船への備付け)

第11 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を操業する場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第12 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業の操業中は、承認旗章(第5号様式)を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(承認の承継)

第13 操業の承認の承継は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り認めることができる。

- (1) 承認を受けた者が死亡し、又は廃業したときに、当該漁業を操業する者(承認を受けた者の親族に限る。)が承継する場合
- (2) 承継による申請が、承認を受けた者が死亡し、又は廃業した日から2年以内に行われた場合

(廃業届の提出)

第14 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を廃止したときは、ソデイカはえ縄漁業廃業届(第6号様式)に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

(操業実績の報告)

第15 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業操業報告書（第7号様式）を令和3年8月31日までに、委員会に提出しなければならない。

(制限又は条件の変更、承認の取消し又は採捕の停止)

第16 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限又は条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕を停止させることができる。

(指示の有効期間)

第17 この指示の有効期間は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までとする。

第1号様式（第3関係）

ソデイカはえ縄漁業操業承認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		住所
		氏名 印
沖縄海区漁業調整委員会指示2第4号に基づき、下記のとおりソデイカはえ縄漁業操業の承認を受けたいので申請します。		
記		
1 操業区域		
2 漁具（擬餌針数）		
3 使用する漁船		
(1) 船名		
(2) 漁船登録番号	ON	—
(3) 総トン数		

注 実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

第2号様式（第5関係）

承認番号 沖調S 第 号	
ソデイカはえ縄漁業操業承認証	
住所	
氏名	
1 操業区域	
2 操業期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 漁船	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
4 承認の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 制限又は条件	
年 月 日	
沖縄海区漁業調整委員会 会 長 印	

第3号様式（第6関係）

--

ソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

印

下記によりソデイカはえ縄漁業操業の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。

記

- 1 承認番号 沖調S 第 号
- 2 船名
- 3 変更しようとする事項

項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする時期 年 月 日
- 5 変更しようとする理由

注 住所変更の際は、住民票抄本を添付すること。

第4号様式（第7関係）

ソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

印

ソデイカはえ縄漁業操業承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。

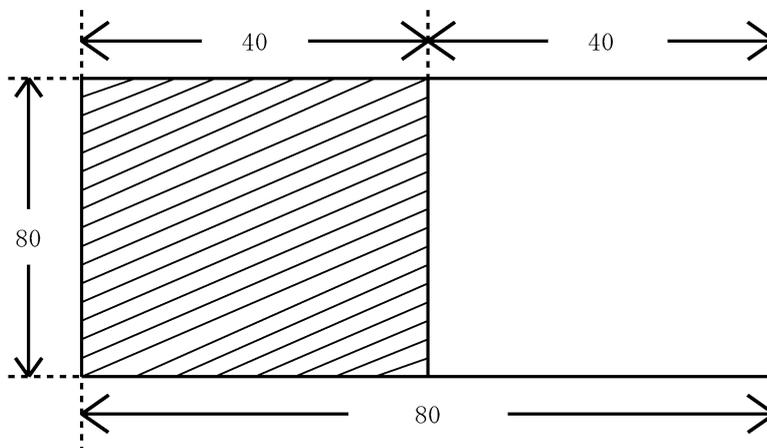
なお、再交付があった日後、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。

記

- 1 承認番号 沖調S 第 号
- 2 船名
- 3 亡失（毀損）の理由

第5号様式（第12関係）

承認旗章



注1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は白である。

2 数字はセンチメートルを示す。

第6号様式（第14関係）

ソデイカはえ縄漁業廃業届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		住所
		氏名 印
下記によりソデイカはえ縄漁業を廃業したので届け出ます。		
記		
1 承認番号	沖調S 第 号	
2 船名		
3 廃業の理由		

第7号様式（第15関係）

ソデイカはえ縄漁業操業報告書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		住所
		氏名 印
年 月から 年 月までにおけるソデイカはえ縄漁業の操業実績について、下記のとおり報告します。		
記		
1 承認番号	沖調S 第 号	
2 船名		
3 乗組員数	名	
4 操業状況		

水揚月	漁獲数量 (kg)	備 考
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		

注 第7号様式の別紙を添付すること。

第7号様式の別紙

船名：

操業月日	漁場位置 (投縄位置) (北緯、東経)	擬餌針数 (本)	漁獲数量 (尾数)	漁獲数量 (kg)
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			

月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			

注 「漁場位置」、「擬餌針数」及び「漁獲数量（尾数及びkg）」については、漁獲がなかった場合にも記入すること。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--